

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルデイング	ペレ島におけるクリーンエネルギー促進計画に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	ペレ島におけるクリーンエネルギー促進計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23. 3.31まで	H22. 3.25 コロンボ (スリランカ)で (同日)	日本側 高橋邦夫在モルデイング大使(スリランカに て兼轄) モルデイング側 アリ・フセ イン・デイン在スリラン カ モルデイング高等弁 務官	H22. 4.13 208号
モルデイング	モルデイング共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルデイング共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、西政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	300,000千円 -----	H22. 6. 1 コロンボ (スリランカ)で (同日)	日本側 高橋邦夫在モルデ イング大使(スリランカに て兼轄) モルデイング側 アリ・フセ イン・デイン在スリラン カ モルデイング高等弁 務官	H22. 6.15 292号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。